

1 OECD の下で立ち上がった Institutional Arrangement for Partnership (IAP) やその他の国際枠組みにおける DFFT 具体化に向けた取組において日本のデジタル経済に貢献すべく、デジタル庁が推進するデータ戦略に関するアクションプラン並びに DFFT やデータガバナンスに関する情報を企業経営層をはじめとしたステークホルダーに広く共有することで、新たな価値を創出するためのデータ利活用に係る官民連携の強化を図る。

2 委員会の委員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	デジタル大臣
委員	デジタル庁 統括官(グループ長)、審議官(次長)
	その他委員は資料3の通り

3 委員会の庶務は、経済産業省、デジタル庁において処理する。

4 前各項に定めるもののほか委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。